

大阪 あーかいぶず

平成五年十二月
第十三号
大阪府公文書館発行

住民利用の公文書館

山代 義雄

大阪府公文書館がスタートして八年になる。帝塚山の清閑なたたずまいの中、由緒ある旧大阪女子大付属図書館を転用した白亜の館、その風格にふれ、出勤するたび、胸の踊る想いがする。

もともとは大阪府文化問題懇話会の提言を基に、文化施設の一環として構想されたものである。文問懇の先見の明は讃えて余りある



アメリカ国立公文書館

が、爾来二〇年の歳月が流れ、今では各地に多くの地方公文書館が開設されている。わが館も、その中で特別目立つこともない一つとして、応分の機能を果たしているといっていだらう。

ところで、大阪府公文書館は、まだ途上を走っているといえる。公文書館法ができて、地方公文書館は、条例で設置することになっているが、当館には、まだそれが無い。地方自治法流に言えば「公の施設」として広く住民利用に供しようというのであれば、条例に基づく設置が必要条件となるのである。また条例のない当館は、現在は行政組織法にいう分課の段階であり、将来の「公の施設」を目ざして準備中ということになる。このことは、わが公文書館が今後、住民利用の福祉増進施設として脱皮し、発展していくことを意味しており、大きな夢をはぐくんでくれる。

次	住民利用の公文書館	1
	研修参加の報告	3
	大阪町人の住生活	4
目	所蔵資料の紹介	6

では、どんな住民サービスが準備できるのだろうか。余りにも格が違いすぎて、比較になりにくいのが、手もとの米国立公文書館(NARA)の年報(一九九一年版)を開いてみると、パブリック・プログラム・オフィスの業務として、展示、教育プログラム、特別行事、フィルム展、館内ツアーと業務訓練、出版、館内売店、ボランティア・サービスの各項目があげられており、それぞれの活動記録がまとめられている。当館の将来の夢も、この辺から若干の施策を取り込むことができるのではないか。

NARAには丸屋根円型の展示ホール(Oculus)があり、本年九月分の行事案内によると、永年展示である独立宣言・合衆国憲法・権利章典の別格三点セットの展示は別として、企画展(「民主主義の誕生」「西部への道」など)、映写会、作家による講演会とサイン会、などが目白押しであり、展示ホール玄関前の階段を利用した「第二次大戦とスウェーデンの時代」と銘うった演奏会も行われる。移民の国アメリカらしく、ルーツ探しは有名だが、NARAは、これをサービスの目玉

として喧伝し、センサス、軍役名簿、通行人記録、土地台帳を探索者に閲覧活用させ、家系探しに全面協力している。

公文書館は人民とともにということだろう。大阪府公文書館も、住民に根ざした活動が必要であり、今後の課題となる。

もっとも、元来、一般には無味乾燥と思われている公文書を活用して、住民を呼び込む企画をするなど、決して容易なことではない。住民に楽しく、かつ、社会教育、生涯学習に資するというためには、プランナーの専門性、技術性が重要であり、当館のマン・パワーの充実が前提となる。

実は、このような企画には、地域ぐるみの知的、技術的、労力的サポートが望まれるのであり、公文書館を支えるボランティア組織の誕生が希求される。前記NARAの年報によると、(性格上、当館とは比較にならないが)多くのボランティアが、館内ツアー、ルーツ探し、窓口サービスなどの業務を担当し、年間で一七五人以上が、二三、二二四時間のサービスを提供しているという。

ところで、大阪府の情報公開制度は、広汎な住民参加型の策定手続きを経て、神奈川、埼玉に次ぎ昭和五十九年に発足したものであるが、全国的に、関西型条例としての高い評価を受けてきた。情報公開制度は沿革的に、現用文書を中心に議論されてきたが、これと

ともに車の両輪ともいえる歴史的文書の活用も、現用文書と同様、知る権利の対象として、情報公開制度にのっとった、あるいはこれと辻つまを合わせた住民自治施策として、着実に推進しなければなるまい。

近時の行政の民主化は見るべきものがあるが、この動向はますます加速すると思われる。地方で始まった行政情報公開制度は国に波及することは必至であり、より広い行政改革、地方分権の諸施策が俎上にのぼっている。間もなく施行されることになっている行政手続法にしても従前の官庁的発想からすると画期的改革である。行政担当者一同が改めて国民、住民に資する行政に邁進する心構えが必要である。

私は、本職就任早々、歴史的保存文書についての三〇年原則というルールがあることを知った。三〇年原則というのは、一九六八年のアーキビストの国際大会で決議されたもので、公文書は、オリジン(作成)とアクセス(利用)の間に原則として三〇年以上の閉鎖期間を設けてはならないというものである。

しかし、解釈、運用にはいろいろ考えられるものであり、「三〇年以上の非公開は認められない」ということは「三〇年までは非公開でよい」というように読めないわけではなく、これを強調した説がかなり流布しているようである。

幸い、大阪府は、情報公開制度を発足させているので、知る権利に基づく公文書公開原則を想起すれば、公開原則にネガティブに働く三〇年解釈の不都合にすぐ気づく筈であり、三〇年原則は公開原則の妨げになることにはならない。

公文書公開の例外となる非公開理由は、三〇年をこえて適用されないことになるが、これも原則であり、特別な場合に非公開延長の特例を認めることは、前記の大会決議でも認められている。

要は、情報公開制度との整合性を十分保って運用されねばならないということである。

いささか力が入ってしまったが、常識的にみて、原課から公文書館に文書を引継ぐ時点こそが問題処理のキー・ポイントであろう。ここで、占有権や処分権が公文書館に移行することになり、原課としては、廃棄なら安心だが、引継ぎなら当該文書が爾後どのような運命をたどるのか心配なのである。この懸念を解消するためには、一定のバタンの文書については、引継ぎ後も、公開に先立つ原課の判断をきく仕組みが必要となろう。とにかく、この時期に、原課を指導し、かつ引継ぎ対象文書を専門的見地から選別し、歴史的文書の保存をレールに乗せるのがアーキビストの重要な業務であり、大へん御苦勞なことである。(大阪府公文書館顧問 やましろ よしお)

研修参加の報告

平成五年度史料管理学研修会

〔長期(前期)〕

主催 国文学研究資料館史料館

国立史料館の長期研修は二ヶ月間、前期と後期にわけて開催される。二年にわけて半期ずつの受講も可能で、大阪府からは今年度は前期課程(7/5~7/30)を受講させていだいた。参加者は二一名、うち半数弱は今年半期のみの受講生である。

この研修会は「記録史料の保存と整理および利用サービスについて、関連各分野の専門家の協力を得ながら最新の知識を可能なかぎり広く糾合し、これを研修生に伝えることを第一の目的としている」(「カリキュラムの概要」より)。その目的のとおり、カリキュラムでは史料総論から保存の実務にいたるまで幅広い講義の内容が盛り込まれ、各分野の専門家が講師に招かれている。

前期課程では前半は「史料論」を中心に講義があり、文書館理念の概要、体系的な史料論の構築を各時代の社会機構をとおして把握していく試みが提示された。また後半の講義では、史料調査方法、史料保存機関での実例紹介、保存に関する理念と実務、そして最後

に近世史料の検索手段の作成の実習が行われた。(後期課程では、主に近現代史料論、行政資料の収集・整理、防災、写真資料の保存などの講義が組まれている。)

長期研修の今年度のカリキュラムの特徴として、保存関連の講義が大幅に増えたことがあげられるが、これは実務を進めようという保存の理念と実務知識が必須であるという認識が内外ともに増大してきたことをあらわしていると思える。また、講義内容のいたるところで各業務の長期計画を策定することの必要性が強調されていた。ことも印象的であった。

前期最終日の総括討論では受講生から意見や要望がいくつか出されてきたが、こういった研修会への参加者は多種多様で、何をそこで習得したいのかという興味の対象もいろいろである。国立史料館の長期研修は文書館職員が知識として習得しておくべき範囲の全般にわたって組まれた非常にターゲットの広い研修であり、私自身、

自分の通常業務を再確認するとともに、いろいろな課題を再認識できた稀少な機会であった。また、講師の方々はじめ、研修会で得た人脈は、おおいに財産になるのではないかと思っている。

さらに、今後の期待を述べるとすれば、受講者の実務経験年数や業務担当に相応できるような、より専門分野に分かれた実務研修の制度が、何らかの国立機関で早期に実現されていくことを一担当者としては期待したいと思う。(金山 正子 大阪府公文書館)

講義内容(前期課程)	講師名	講師所属
文書館総論	森 安彦	国立史料館
史料管理プログラムの設計	安藤 正人	国立史料館
史料論総論	丑木 幸男	国立史料館
近世史料論Ⅰ(総論・幕藩史料)	大友 一雄	国立史料館
地域社会と文書館	高野 修	藤沢市文書館
藤沢市文書館における史料管理	高野 修	藤沢市文書館
近世史料論Ⅱ(町方史料)	渡辺 浩一	国立史料館
史料保存をめぐる国際状況	馬淵 久夫	作陽短期大学
情報関連法制	井出 嘉恵	信州大学教育学部
古代中世史料論	保立 道久	東京大学史料編さん所
東大史料編さん所における史料管理	横山 伊徳	東京大学史料編さん所
近世史料論Ⅲ(村方史料)	森 安彦	国立史料館
史料の保存科学	増田 勝彦	東京国立文化財研究所
同	稲葉 政満	東京芸術大学美術学部
同	坂本 勇	東京修復保存センター
史料所在調査法	山田 哲好	国立史料館
史料の収集と受入	仲田 凱男	栃木県立文書館
史料の保存と管理Ⅰ	高橋 実	茨城県立歴史館
史料の保存と管理Ⅱ	青木 睦	国立史料館
近世史料の整理と検索手段の作成	安藤 正人	国立史料館
同	大友 一雄	国立史料館
同	渡辺 浩一	国立史料館

<前期課程：1993年7月5日～7月30日>

史料紹介 Ⅱ 金井家文書よりⅡ

大坂町人の住生活

金山 正子

十一号で金井家文書の中から、大坂町人の住宅購入の一端を示す史料として文化5天保期の屋敷購入や普請の帳面類を紹介した。今回は、その内容に触れながら、町人と町との関わりや借屋経営の実態を少し垣間見てみたいと思う。

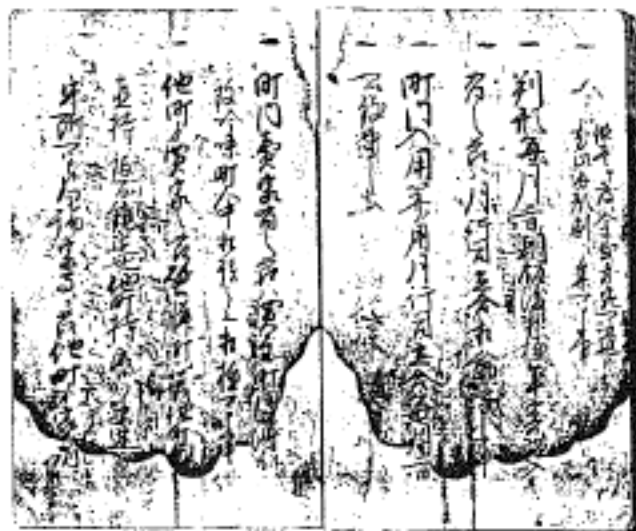
丸屋作兵衛の屋敷購入

金井家は江戸時代から屋号を「丸屋」といい、大坂の船場で木綿問屋を営んでいたとのことである。文化十三年（一八一六）から天保七年（一八三六）の間に金沢町・北久太郎町・順慶町・北久宝寺・南谷町の居宅を購入している。これらの多くは出火で焼損した屋敷を買い入れたもので、購入とともに傷んだ箇所を手を入れるなどの普請をしている。

文化十三年に丸屋作平衛が金沢町の居宅を購入した際の出費を「居宅帳切入用控」⁽¹⁵⁴⁾からみてみると、古蔵付きの居宅一か所を銀八貫、ほか諸材一式などを銀一貫一〇匁で購入し、ほかに町への納入として帳切出銀・引移出銀・引移入用など銀一〇貫五五〇匁余り、さらに普請の入用などが加わって、総計二三貫八五八匁余りの出費となっている。このときの改築工事の仕様書類である「普請仕法書」

⁽¹⁵⁷⁾から、この居宅が表面二階建て、奥座敷は平屋建ての、江戸時代の大坂三郷の典型的な居宅のパターンであったことがわかる。

江戸時代、一般に「町人」と称されるのは家持ちの階層だけで、借家人の層はこの範囲には入らなかった。町人は町の運営費を負担する義務を負わなければならず、また、たとえば屋敷を購入した際に町に対して「帳切銀」という台帳登録の手数料を納入することやその際に祝儀銀を町中に出銀することが定められていた。文化五年写しの金沢町の「町内式



文化五年『町内式目定帳』（金沢町）

目定帳」⁽¹⁵⁴⁾には「町内諸事入用銀」は役割りで集めることとし、出銀の項目としては「買家帳切之節」「買家引移」のほかに「家督相続之節」「婚礼之節」「後妻祝言之節」「養子之節」「嫡子元服之節」「家守附家守替之節」「拾五歳^ニ付直判之節」「屋号替名替法^ニ外方より引取之節」「巻納之節諸祝儀」「年寄^江暑寒見舞」という具合に実にさまざまに定めている。

また、町内に売家があった時には買主の吟味をしっかりと町人中で相談して決めること、他町の者が購入する場合には土地や借家の管理をする「家守」には町内の者を付けることなどが決められている。この家守もいろいろの際に町中へ出銀することが義務づけられており、準町人的な扱いがなされていた。

ほか、町の入用費の負担には出火や捨子養育料やその他の町内入用などの際の「役割」するものと、橋普請や水道普請などの場合のように表間口の広さに応じて「小間割」するものがあつた。

北久太郎町の借屋経営

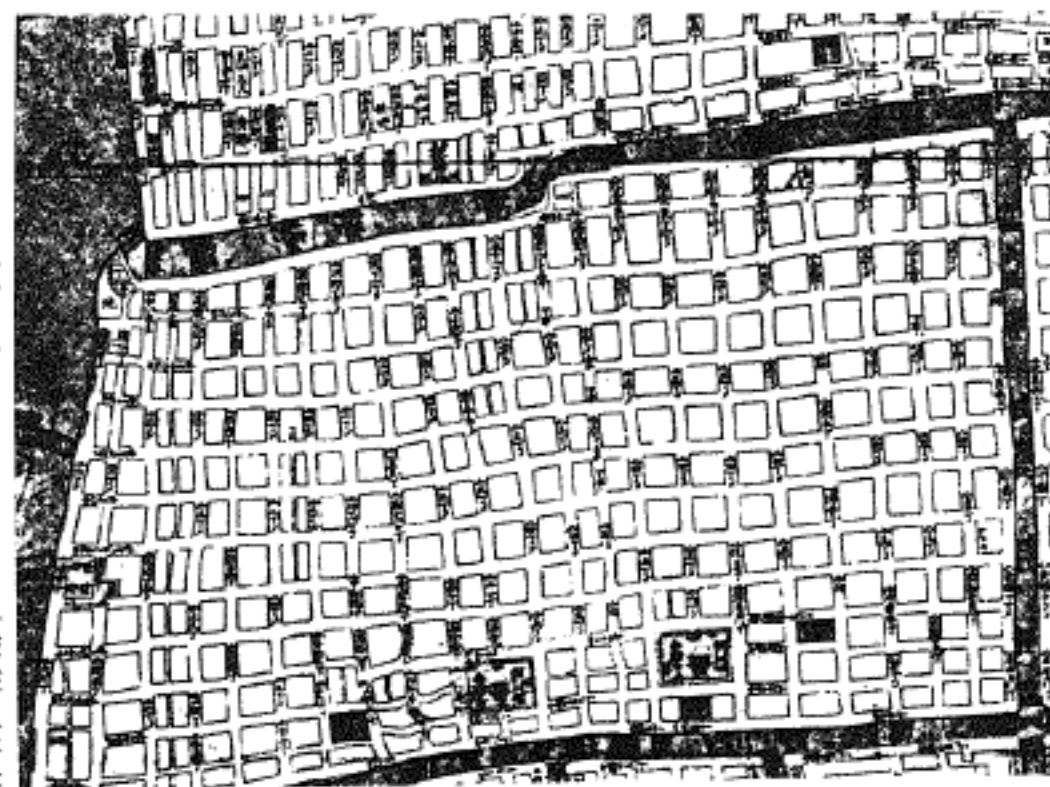
さて、一方借家人層の生活はどのようなものであつたらうか。丸屋は北久太郎町一丁目の屋敷では借屋を経営しており、この関係の史料では文政四年の普請「仕用書」⁽¹⁵⁹⁾と「掛屋鋪借屋附物預ヶ印形帳控」⁽¹⁶⁰⁾、天保五年



文政四年 北久太郎町一丁目掛屋敷善請の図面

の『家賃銀定』(60)があり、普請の書類の中には図面も残されている。
 この借屋は八軒が連なっている長屋で、左の図面では九軒が連なっているが、横筋の北側二所は一軒扱いとなっている。天保五年の家賃をみると、北側の農人橋通りに面した二軒は一か月の家賃が一畳あたり二匁、空地は一畳あたり一匁の換算であるのが、通りから横筋にはいる軒は、一畳につき一匁八分、空地は九分の換算となっており、表通りに面した借屋より少し割安となっている。一番広い東角の借屋の場合、表口三間半・裏行五間・のき一尺がついて三六畳、空地が五畳半、ほかに二階が一〇坪あるがこれは家賃の計算には入らず、一か月の家賃は四二匁六分二厘である。一軒の広さは、表通りに面した二軒は四〇畳程、他は空地も含めてだいたい二〇畳程である。

文政四年当時の家主は丸屋九兵衛であるが、借屋の管理は支配人伊賀屋弥助に任されており、借屋人は借りうけの際に、守るべき条々を取り決めた書付に署名・印形をして家主と契約をかわした。その内容は、
 一家賃は決められた通り毎月晦日までに支払うこと、また移転の際に戸や壁・床などの備品に不足があった場合は弁償すること、
 一勝手に普請などの手を加えないこと、もし破損などがあれば支配人へ申し出ること、また掃除には念を入れること、
 一御公儀から禁止されている条々は堅く守ること、火の用心は昼夜油断なく念をいれること、博奕勝負・喧嘩・口論などをしないこと、借家同士仲良くすること、
 などであった。
 このような家持ち層の町人の住宅や借家経営の史料類からは、家主・家守・支配人・借屋人といった江戸時代の大阪の町の住人達の一つの生活構造がみえてくる。
 今回紹介したような史料は、もともととはこの家でも同様に作られていたものであり、町人の社会生活や



文政八年「文政新改撰州大阪全図」部分

(『大阪古地図集成(大阪建設史夜話 附図)』(財大阪都市協会発行)より複写)

(かなやま まさこ 大阪府公文書館)

経済生活の一端をあらわす史料である。しかし、そういった「どこにでもあったはずのもの」が現在どれだけ残ってきているだろうかと考えると、やはり、一般の方々にも広く呼びかけて、記録史料を残すことをそれぞれの家々でも大切に考えていただければと思う。
 (史料名の()内は史料番号)

所蔵資料の紹介

今回は、所蔵資料のなかでも府公報や年報、統計類など、継続して発行され、かつ公文書館において比較的使用の多い行政刊行物を紹介します。

【大阪府公報】

(1. 初刊は明治19年1月)

大阪府公報は一部分の欠落を除き、全て揃っている。
ただし、明治19年(初刊)から同21年までについては朝日新聞に掲載されていた「大阪府録事」部分の複製。

【大阪府統計年鑑】

(1. 初刊は明治14年)

大阪府統計年鑑(昭和15年までは「大阪府統計書」)はマイクロフィルムやマイクロフィルムからの複製も含め、全て揃っている。
ただし、昭和16年から同22年までは発刊されていない。

【大阪府職員録】

(1. 初刊は不明 / 2. ○の年度は原本で所蔵 / 3. ●の年度はマイクロフィルムで所蔵 / 4. ×の年度は所蔵していない)

年度	明治	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
有無	⇒	●	×	×	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	大正	元	2	3	
×	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	●	⇒	×	●	●	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	昭和	2	3	4	5	6	7	8	9	
●	●	●	●	×	×	●	●	●	×	●	×	⇒	×	×	×	×	×	×	×	×	
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
×	×	×	○	×	○	○	○	×	●	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○

昭和54年以降、現在まで全て揃っている。

【官報】

(1. 初刊は明治16年7月/2. ○の年度は全月有り/3. ×の年度は全く無い/4. 数字は欠号月)

年度	明治	16	17~20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
有無	⇒	12	○	11	4	○	7	○	9	○	○	5, 12	4, 6	○	6	9	5, 8	8
36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	大正	元	2	3	4	5			
○	11	○	4, 11	○	3, 8	3, 10	5, 6	5, 12	1, 5	⇒	○	10, 11, 12	2, 11, 12	○	○			
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	昭和	2~18	19	20	21				
12	○	6	○	5	○	6, 9	○	2, 3	12	⇒	○	4, 5, 6, 9, 11, 12	2, 3, 10	2, 4, 7				
22~51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61								
○	10, 11, 12	○	2	○	×	×	1, 2, 3, 12	5, 6, 7, 8, 9	5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12	1, 2, 3								

昭和62年以降、現在まで全て揃っている。

【その他の行政刊行物】

(1. 五十音順/2. 初刊は不明/3. 数字は所蔵している年度)

資料名	所蔵年度
営繕年報	S23~26, 42~58, 61, 62, 63. /H1
大阪の農業	S28~54, 57, 61. /H1, 4
大阪府衛生統計年報	S22~25, 27~31, 44, 45, 46, 48~61, 63. /H1, 2, 3
大阪府都市公園一覧表	S26, 39~51, 53, ~61. /H2, 3
大阪府環境白書	S59~62. /H2, 3, 4, 5
大阪府幹部職員録	S39~58, 60, 62 /H1, 2, 3, 4, 5
大阪府経済白書	S57~63. /H1, 2, 3, 4, 5
大阪府住宅統計年報	S52~57, 59, 61, 63, H1, 2, 3
大阪府消防統計	S18, 33~49, 51~57, 59~63. /H1, 2, 3
大阪府税務統計	S26, 27, 28, 30~34, 36~63. /H1, 2, 3
大阪府勢要覧	S26, 28~61, 63. /H1, 2, 3, 4, 5
大阪府施策計画	S45~49, 51, 52, 53, 58~63. /H1, 2

前ページ「所蔵資料の紹介」のつづき

大阪府民所得統計	S49~61, 63. / H1, 2
工業統計調査結果表	S37~63, / H1, 2, 3
交通量統計表(交差点調査)	S39, 42~50, 53, 54, 58, 59, 60
商業統計調査結果表	S39, 41, 43, 45, 47, 49, 54, 57, 61, / H2, 3
統計おおさか	S45~50, 53~62, / H1, 2, 3, 4, 5
統計からみた大阪のすがた	S42~63, / H1, 2, 3, 4
〇〇年度における公害の状況及び公害の防止に関して講じた施策に関する報告	S46~63, / H1, 2, 3
法令全書	M2 ~10, 12, 27~45, / T1 ~15, / S2 ~S61

編集後記

▼本号では、行政刊行物のうち継続して発行されて、かつ利用の多いものの紹介をしました。ご覧のように、府公報と府統計書以外はところどころ欠落しているのが現状です。

▽こういった「続きもの」の資料というのは、言うまでもなく、全てが揃うことによってその資料価値が数十倍にも増すものです。

▽公文書館でも、こういった資料の収集に努めていますので、「なんだ、その刊行物ならここに使われないで転がっているよ」という方がおられましたら、公文書館まで是非ご一報ください。



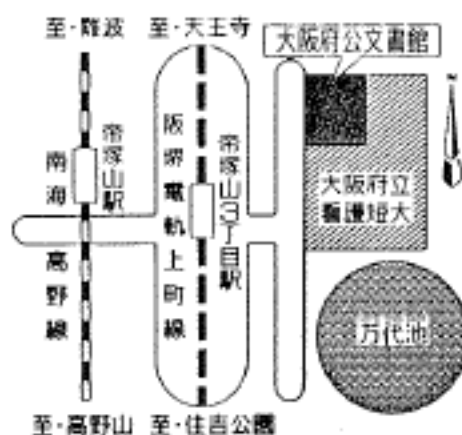
利用案内

■閲覧時間

・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
 ・年末年始(12月28日～1月4日)
 ・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目
 (徒歩3分)
 南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十二号

平成五年十二月二十八日発行
 編集発行 大阪府公文書館
 大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
 電話 〇六一六七五―五五五―
 FAX 〇六一六七五―五五五―
 印刷 大阪府宮印刷所